

## 知立市総合教育会議設置要綱

### (設置)

第1条 この要綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第1条の4第1項の規定に基づき、市長と教育委員会が十分な意思疎通を図り、教育の課題やあるべき姿を共有し、連携して教育行政を推進していくため、知立市総合教育会議（以下「会議」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 会議は、次に掲げる事項について協議及び事務の調整を行う。

- (1) 教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱の策定
- (2) 教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策
- (3) 児童、生徒等の生命又は心身に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置

### (構成)

第3条 会議は、市長及び教育委員会（以下「構成員」という。）をもって構成する。

### (会議)

第4条 会議は、市長が招集し、会議の議長となり議事を総理する。

- 2 教育委員会は、その権限に属する事務に関して協議する必要があると思料するときは、市長に対し、協議すべき具体的事項を示して、会議の招集を求めることができる。

### (意見聴取)

第5条 会議は、協議を行うに当たって必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者から、当該協議に関して意見を聞くことができる。

### (会議の公開)

第6条 会議は、公開するものとする。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は会議の公正が害されるおそれがあると認めるときその他公益

上必要があると認めるときは、非公開とすることができる。

2 会議の傍聴方法については、知立市審議会等傍聴要領の規定を準用する。

(議事録の作成及び公表)

第7条 市長は、会議の終了後、遅滞なく、議事の概要を記した議事録を作成し公表する。

2 議事録の公表は、会議に出席した構成員及び意見聴取した者による議事内容の確認後、前条ただし書により非公開とした部分を除き、ホームページ等に掲載することにより行う。

(調整結果の尊重)

第8条 会議において、構成員の事務の調整が行われた事項については、当該構成員は互いにその結果を尊重しなければならない。

(事務局)

第9条 会議の事務局は、教育委員会事務局と相互協力の上、企画部企画政策課とする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、議長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成27年5月14日から施行する。